



(報道関係各位)

令和5年11月21日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

川越市役所 農政課 経営支援担当 担当者：分須・米花

☎049-224-5939 (直通) Fax : 049-224-8712

令和5年6月から9月の高温・干ばつによる農業災害の特別災害の指定について

概要

令和5年6月から9月の高温・干ばつによる農業災害について、令和5年11月21日付で埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条に基づき、川越市を含む24市町が県に特別災害指定を受けた。また、本市においても、同日付で川越市農業災害対策特別措置要綱第3条に基づき特別災害として指定した。

市内の被害状況

農作物被害

大豆：3農業者

推定被害面積：6.26ha(30%以上の被害)／被害見込金額：3,778千円

(埼玉県の基準に基づき算定)

今後の支援策について

- (1)次期作用種苗及び肥料購入費の補助
- (2)農業災害資金の融資に対する利子補給の補助
- (3)次期作に向けた高温対策の指導

※なお、具体的な支援金額につきましては、今後調査し、埼玉県と連携し支援してまいります。

その他

埼玉県農業災害特別措置条例については、以下にお問合せください。

埼玉県農林部農業支援課

048-830-4050